

# 広報

61  
昭和61年2月

—人口の動き—

12月末現在	
出生2人	死亡4人
転入5人	転出8人
世帯数 1,287世帯(+1)	
男 2,796人	(+3)
女 2,899人	(-8)
計 5,695人	(-5)

# わしま



主な内容

- 2頁……善行巧労表彰
- 3頁……商工会地域ビジョン紹介
- 4頁……読者リレー
- 5頁……村長室の黒板
- 6頁……ナイスカップル、温故知新

「二月十五日(中)沢で「さいの神」が行われました。この日は朝から、わらや竹を集めて廻り、松の木を芯にその回りに竹を置き、さらにわらで囲み縄をかけ、また、わらで囲み縄をかけること数回。高さ八メートルもある立派なものやがて完成。

## さいの神

## 温故知新

## 島崎川今昔



島崎川は小木山系を源とし、市之坪・豊橋・田中等の村々の谷間の水を集めて西越・島田を通り蒲原郡の新堀付近で信濃川から取入れた西川に合流し、新潟にて信濃川にそそぐ。新堀から上流を島崎川と称し下流は西川と言っていた。平凡の小さな川であったが、古来から両域の農業用水として重要な務めをして来た。昔の交通は水運を利用してたことは周知の事だが島崎川もご多分にもれず、島崎以外は早い時代から船運が行われていた様だ。然し用水に使われている川故に、八十八夜から二百十日までは用水堰が作られるので船止となった。然し十月から四月まで水量の多い時季には蒲原地方のご天領の年貢米が此の島崎川を遡上し、島崎のお蔵や椿の森の船付場に陸揚げし、これから馬の背や人力で角井から久田を通り出雲崎の代官所に運んだものである。文化五年の頃は出雲崎代官所の支配高は六万石でその中で魚沼や脇野野をもふくめて出雲崎港から積出していた。その中三万石が蒲原地方から島崎川船積で運ばれていた。ところが文化二年(1805)から十年間代官が欠員となつて、松平越中守の預所となつた。桑名藩松平氏は寺泊及び柿崎を領していた。そこで日頃年貢米を島崎川を上らせる事に不満をもっていた寺泊・地藏堂中島の業者が相謀り、人馬で地藏堂から寺泊に運び船出せんと島崎川の船止をした。桑名藩も此を認め港を深くし船積に便利のように整備した。その間出雲崎側では反対したであろうが通じなかつたが、詳しい事は記録には見えない。

文化十二年に十年間の預所が解けて、佐藤という代官が赴任された。然し船止解除の運動を起した記録は見あたらず。文政四年に野田弁吉代官が来られてから積極的に働きかけたようである。(以下次号)

久住熊三郎

## ナイスカップル

わたくしが  
選んだ人  
選ばれた人

小川亘さん夫妻(川端)



今回は川端の小川亘さん(三島町の㈱アドテック・エンジニアリング勤務) 良子さん夫妻です。(世帯主横山荒次郎さん) 昭和五十六年春に結婚されて現在、三歳九カ月の鮎美ちゃん、一歳八カ月の陽ちゃんと父親の五人家族です。

—— 出会いはいは？  
会社の通勤途中、国道端で見かけ知人から一方的に紹介されました。

—— 奥さんはどんな人？  
スポーツは数多くこなすけどこれと言って上手でない。とりえのない人ですね。

—— どんな所に引かれました？  
気の細かい性格の割にはうるさい事を言わない所がよかったです。

—— お互い点数をつけたら？  
奥さんはダンナさんに75点  
ダンナさんは奥さんに80点

—— 何か意見・要望は？  
これと言って特色のない村。観光、工業、農業、商業どれをとっても和島村として自慢できる物がないので何か一つ村の特色だと人に言える物を作っていかなければならないと思う。とダンナさん。

……

ダンナさんの出身は出雲崎町の海岸とのこと。現在、村の卓球クラブに所属され活躍中。ダンナさんは奥さんのことをスポーツはこれと言って上手でないと言つておられますが、バレーボール、バドミントンなどかなりの腕前です。

# 栄えある受賞おめでとうございます

村の発展のため尽力された方々の表彰が昨年12月24日役場議場で12月定例議会の中時間をさいて行われ村長から受賞者一人ひとりに表彰状と記念品が贈られました。  
本年度は功勞表彰1人、善行表彰7人、合わせて8人でした。

## 功勞表彰

笠原 増夫氏  
(北野)



村議会議員  
教育委員六年

設、以来地域医療に貢献、村が奨める一般公衆衛生保健予防事業に積極的に貢献された。

池浦 義雄氏  
(中央)



昭和二十二年に村に医療開設、以来地域医療に貢献、村が奨める一般公衆衛生保健予防事業に積極的に貢献された。

木村 元衛氏  
(駅前)



る一般公衆衛生保健予防事業に積極的に貢献された。

狩野シヅイ氏  
(若野浦)



助産婦として長年にわたり地域の母子保健事業に従事された。

故 高桑 誠賢氏  
(下富岡)



昭和二十四年から法務保護司として昭和六十年までの永きに亘り地域の保護浄化に寄与された。

小黒 忠郎氏  
(下小島谷)



昭和二十三年に村に医療開設以来地域医療に貢献、村の奨め

早川 セキ氏  
(中央)



助産婦として長年にわたり地域の母子保健事業に従事された。

故 山田 利通氏  
(駅前)



昭和十三年に村に歯科医業開

## 商工会地域ビジョン(案)

一月号で紹介しました商工会地域ビジョン(案)の四つの分科会について詳しく紹介します。

### ◎ 産業分科会

- 一・五次産業の開発・育成・振興
- 既存企業の振興・企業誘致
- 産業祭の開催
- 特産品・竹工芸品
- 地酒・林産物・農産物
- 展示・即売

- 森林組合によるシイタケ栽培の補助金等による振興
- 畑作について、村の一品作物を選定し、農協による共同出荷
- 山菜(春のワラビ・ゼンマイ等 秋はズラボウ・マツタケ等)
- アスパラガス・長いも・なめこ等の加工所の設立、農協による共同出荷
- 桐木を育成して工芸品、桐箱製造

### ◎ 観光分科会

- 良寛公園・良寛資料館の設立
- 良寛遺墨資料の収集・展示・紹介
- 村の観光協会関係の一本化
- 首都圏ふるさとわしま会の交流(宅配便等の利用、山林の行楽を、行政も補助金を)
- 島崎川の魚の放流と育成、コイ・フナの釣り
- 文化財の発掘・保存
- 観光パンフレット・観光図の作成
- 久須美家及び住雲園等を結んでの観光ルートの設定
- 和島特産一品料理の研究・普及・公募選定(料理屋・ドライブインの特選メニュー)
- 建築関連業種の振興
- 人口増対策

### ◎ 住宅分科会

- ファーストフード・ファミリーレストラン(和・洋食)
- パン・菓子・ケーキ
- 生花・玩具・子供用スポーツ用品
- 電気製品・レコード・精肉・惣菜・食料品・日用雑貨
- 薬品・化粧品・カメラ・DPE
- 靴・鞆・袋物・アクセサリー・手芸品・実用衣料・紳士婦人服
- 書籍・文具・カー用品・インテリア・酒・茶・贈答品

### ◎ 共同店舗分科会

- 靴・鞆・袋物・アクセサリー・手芸品・実用衣料・紳士婦人服
- 書籍・文具・カー用品・インテリア・酒・茶・贈答品



村の木、ヤブツバキ

# ☆ワシマ

## 村長室の黒板から

和島村長 山本 隆夫

一月一日 旧ろうの降雪も減った中で静かな朝明けを迎える。チラリと清めた雪がまた清らかな年を思わせる。多くの年賀状、年賀客を迎え本年も良い年であるよう新年のあいさつを交しあう。

**四日** 仕事始め、朝礼を議場で新しい年賀の交換を行う。健康で明るい職場づくりでサイピスに当るようお願いしてあいさつとする。与板、長岡地

- 一月一日 旧ろうの降雪も減った中で静かな朝明けを迎える。チラリと清めた雪がまた清らかな年を思わせる。多くの年賀状、年賀客を迎え本年も良い年であるよう新年のあいさつを交しあう。
- 区年始
- 五日 消防出初式 降雪烈し
- 六日 出県し年始挨拶
- 八日 午後上京
- 九日 国会議員、建設省等年始あいさつ及び陳情
- 十日 帰村後村議会新年宴会に参加
- 十一日 商工会工業部建築組合総会出席
- 十三日 特別職報酬等審議会を招集し諮問
- 十四日 午後長岡へ

十六日 土地改良裁判依頼の金田弁護士事務所訪問し状況を聞く。午後長岡市税務課長来庁農業所得協議会について打合せ。

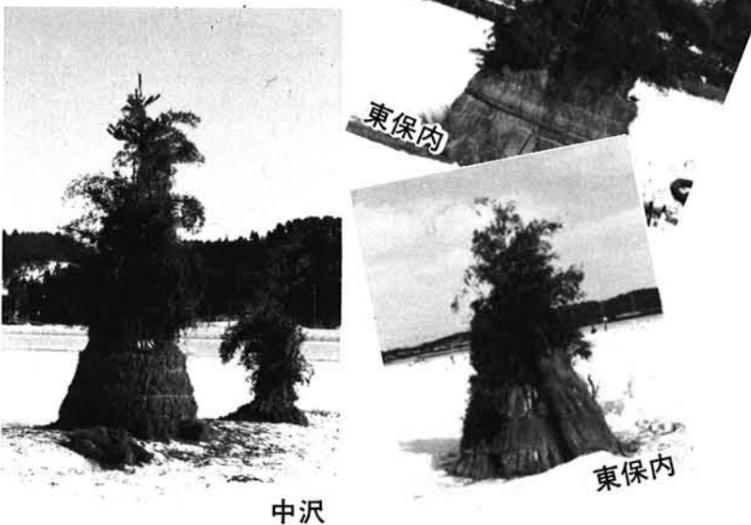
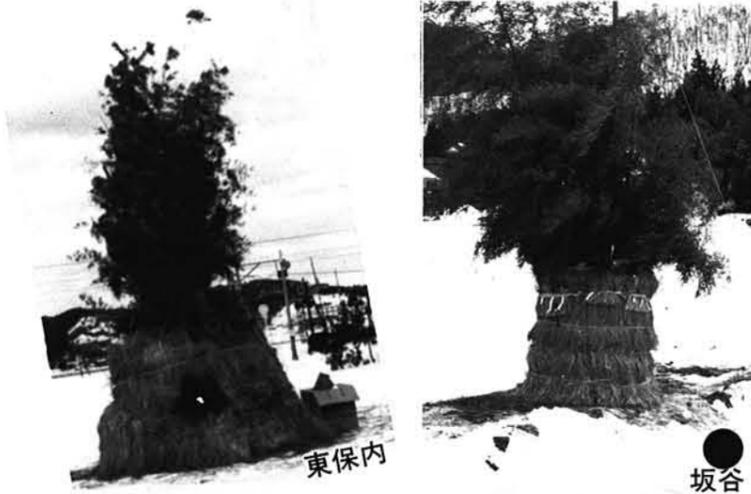
十七日 朝課長会議 水田利用再編対策推進会議開催、昨年対比一〇六パーセントとなる。午後水道企業団協議会開催、料金値上げについて協議、値上げ止むなしの方向で検討する。

●辞職(一月五日付)  
丸山 茂氏

### 議会議員異動

### 篤志に感謝

村内の福太郎さん(匿名者)から社会福祉に役立てて欲しいと一万円のご寄附をいただきました。厚くお礼申し上げます。



# ☆スポット☆



一月十四日から十九日にかけて村内各地で「さいの神」が作られ、年中行事化として来ており年々その数も多くなってきました。

ここに紹介しますものは村内全部でなくこのほかにも数多く行われました。



## 輪の友情を広げよう

われら仲間シリーズ(33)

ヒューマン・スクランブル

久住 勉さん(日野浦)



前回新年号の筆者、ミスと島の阿部さんから引継いだ「われら仲間シリーズ(33)」の歴史に近い年齢の私が書くことになってしまいました。正直なところ、早く次の人へバトンタッチすることだけを考えています。

この欄のタイトルにもありますが、「広げよう友情の輪」で少し気付き反省点があります。ここ二、三年出不精になったこともありますが、友達にご無沙汰ばかりしている毎日が続いて

います。学生時代とは別の意味を多分に含んでいると思います。が、ある本にこんな内容の行があったのを思い出します。オリジナルは忘れましたが、それは「友達から与えられた言葉が思いがけない転機になる」です。

今更ではありませんが、人間は幾つになっても未知の事は数々あるものでしょう。せっかくならタイトルについて考えさせられるチャンスがあったのですから、少なくとも今年の一つの生き方にならぬと思いません。

正月気分も抜けない時期に書いていますので、「年頭に当り」みたいなになりましたが、人間交差点と題したごとく、今一度信号機のようにルールを基本に、交差する時の人間ゆえのアイディアを勉強し直してみたいと思います。スクラムを大きくするために皆様のご協力にきつと……。

次は、上小島谷の久住晴美さんを紹介いたします。

ただあくまでも予想であるが私立の高校が特殊教育をするというようなことで我が和島村を選定してくれるという条件がそろつているとした場合、そういうことも可能性としてはあるのではないかと云うくらいに、今の時点では考えざるを得ないと思います。

六、質問要旨

B & G プール修復工事の第一次工事は終わり十二月中旬に第二次工事を実施し、十二月末完工の約束であったが、二次工事は延期されている。それにはそれなりの理由もあるうかと思うが議会軽視も甚だしいと言わざるを得ない。その責任を取っていただきたいと思う。これについてどう対処されるのか。

◎村長答弁要旨

十二月中に正常な姿にすると言ふことは、そのとおりであります。私も遺憾さわまりないと思つてゐる。ただ機械の故障等で工事がおくれた訳であるが十二月末には工事に入りたいとのことでありませぬ。

なお過去に実施したミルク注入で沈下もとまったと思われ

れるので後は正常な姿にするということであるが、急に持ち上げるようなので時間をかけながら正常な姿にしたと言ふことでもあります。最終的にはもとどおりに復旧すると言ふことであるのでこれを信じながら、それを復旧してもらふようにすることが最大の責務だと思ふ。

七、質問要旨

交通高速時代に対応せる社会づくり、あるいは対応せる交通網の整備を大きな施策の柱にかかげられているが、小島谷駅前付近ではマイカーの駐車等で交通そのものがままたならない状態である。関係機関と協議の上、スムーズに運行できるような体制確立をすべくと考えるが。

◎村長答弁要旨

ご指摘のとおりラッシュ時に交通渋滞がおきて大変だと言ふ感じは強くもつてゐる。駐車規制地域であるので法に基づいて規制を強めるか、また片側駐車とすべきか等考えられるが、まずもつて村民の交通マナーが要求されます。従来駐車の問題、規制の問題等について常に協力を求める

ようにして来ましたが今後も営業者を含めた中で、地域の方々と話し合いを重ねながら解決していきたい。もう一つは、小島谷停車場荒巻線を改良する計画であり、その道路がお互いのパイパスの意味あいを持つのでそれらを考えながら改良したいと思ふ。

八、質問要旨

昭和五十六年に首都圏ふるさと和島会が発足して以来五年の月日が容々流れていまい。今日まで年々盛会であると思ふ。受け賜つていますが、新しい交流・対応を思考すべきでないかと考えるが、どうか。

◎村長答弁要旨

ふるさと和島会は首都圏に在住する人達の自主性によつて発足したものであります。そう言ふことから彼等の自主性をおかして私共がどうこうと言ふものではないと考へられます。まあ彼等の自主性を生かして行くと言ふことが基本であります。そうしたなかで今後の対応として、和島の方へお出願つて、積極的に和島村の状況を知つていただいて、いろいろ

12月定例会 (和島村議会事務局)

十二月定例会終る

昭和六十年第四回定例会は十二月二十三日招集され、初日は一般会計補正予算等十三議案、他請願・意見をそれぞれ可決または採択し、翌二十四日には付託議案一件と一般質問が行われ

六名の議員が村財政問題を中心に村長の考えを質し、会期二日間をもつて閉会しました。議決された議案及び一般質問の要旨・答弁概要は次のとおりであります。

村長提出議案

○議案第六十六号 専決処分承認を求むることについて(承認)

昭和六十年度和島村一般会計補正予算(第四次)の専決処分であるが十一月近年にな

い大雨に見舞われましたが、このため村内各所でガケ崩れ、地すべり等の災害が発生いたしました。これの復旧に対応するための緊急を要したので専決予算を編成し執行にあ

つたものであります。

○議案第六十七号 和島村立和島保育所設置条例の制定について(原案可決)

村内に居住する乳幼児を保護し、その健全育成を図るため、児童福祉施設として認可保育所を建設し、来春開所することに備え、条例の制定するものであります。

村長提出議案

○議案第六十八号 和島村浄化槽清掃業の許可手続に関する条例の制定について(原案可決)

昭和五十八年五月浄化槽法が公布され、昭和六十年十月施行されたことにより、和島村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について(原案可決)

昭和五十八年五月浄化槽法の処理及び清掃に関する法律の一部が改正されたことによりこの条例を改正するものであります。

○議案第七十号 和島村職員給与に関する条例の一部を改正する条例について(原案可決)

昭和五十八年五月浄化槽法の処理及び清掃に関する法律の一部が改正されたことによりこの条例を改正するものであります。

○議案第七十一号 和島村の技能労働職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について(原案可決)

昭和五十八年五月浄化槽法の処理及び清掃に関する法律の一部が改正されたことによりこの条例を改正するものであります。

の面で交流を深める場を広げようと言ふことも一つの方法として考へられますので、これ等については今後検討していきたいと思ふ。

議会を傍聴しましょう!

一部を改正する条例について(原案可決)

以上の三議案については、人事院勧告に基づく国家公務員に対する給与改定に準じて七月一日に遡り平均一〇、五二五円(平均五・一四パーセント)の引上げを行うもので、そのための条例改正であります。寒冷地手当の支給については支給最高限度額を定めることの一部改正であります。

○議案第七十三号 和島村職員の休日休暇に関する条例の一部を改正する条例について(原案可決)

従来においては、年末年始の休暇は特別休暇とされてきたが、これを国民の祝日に関する法律による休日と同様な取り扱いにあらためられたことにより、具体的に月日を定められたものであります。

○議案第七十四号 昭和六十年度和島村一般会計補正予算(第五次)について(原案可決)

昭和六十年度和島村一般会計第五次の補正額は三七、七七八千円を追加し、総額一、四七二、三三〇千円の規模となりました。主なものは、当初予定いた



しました村債の繰り上げ財源として土地開発基金の繰り入れを五五、〇〇〇千円を見込み計上いたしておりましたが、これを減額し一五、〇〇〇千円とした、その減額分及び職員給与改定差額分の財源は普通交付税で手当をすることとしたものであります。

○議案第七十五号 昭和六十年度和島村老人保健特別会計補正予算(第二次)について(原案可決)

老人保健特別会計第二次の補正額は四〇七千円を追加し、総額二八五、五七四千円の規模となりました。

主なものは、医療費支出費の内コルセット代、柔道整復術費の補助金の不足を生じるおそれがあるので補正、さらに旅費の不足分を補正したものであります。

○議案第七十六号 昭和六十年度和島村国民健康保険特別会計補正予算(第一次)について(原案可決)

国民健康保険特別会計第一次の補正額は一二、四八五千円を追加し、総額二四五、二三五千円の規模といたしました。歳入の主なものは、支払基

金から交付される退職者の医療費相当分である「療養給付費交付金」について、退職者に係る医療費が当初推計額を大中に上回ったことにより前年度分精算交付額と合せて四九三、七千円を増額し、「繰越金」については前年度における決算剰余金を計上したものであります。

歳出の主なものは、給与改定による人件費四九六千円、療養諸費、高額療養費ともに一般被保険者分を減額し、退職被保険者分を増額し、差引一、八九四千円を増額しました。

「老人保険拠出金」については、六十年分納付額が確定したので九七〇千円を減額いたしました。「基金積立金」については基金設置条例により剰余金のうちから八、〇一五千円を増額積立することとし、「諸支出金」では国庫支出金の前年度療養給付費負担金の精算に係る返還金を計上したものであります。

○議案第七十七号 村道路線の変更について(原案可決)  
既存の路線を十五・五メートル延長し、駅前四号線とし

て変更認定されました。  
○議案第七十八号 昭和六十年度和島村一般会計補正予算(第六次)について(原案可決)  
昭和六十年一般会計第六次の補正額は五、〇〇〇千円

## 請願

○請願第四号 昭和六十一年産米の良質米奨励金現行確保に関する請願(採択)  
○請願第五号 農業用水からの流水占用料徴収反対に関する

請願(採択)  
○請願第六号 国立病院・療養所の看護婦の夜勤制限について、政府へ意見書提出を求める請願(採択)

を追加し、総額一、四七七、三一〇千円の規模といたしました。  
主なものは、除雪に係る費用の不足が見込まれるので増額補正をしたものであります。

## 意見書

○意見第七号 昭和六十一年産米の良質米奨励金現行確保に関する意見書(原案可決)  
○意見第八号 農業用水からの流水占用料徴収反対に関する

意見書(原案可決)  
○意見第九号 国立病院・療養所の看護婦の夜勤について、「人事院判定」の速やかな実行を求める意見書(原案可決)

## 一般質問

### 一、質問要旨

昭和六十一年度予算編成と、

その執行について五十九年度決算時において公債費比率は十八・三パーセントである。この厳しい村財政の折、六十一年度予算編成の大綱と合せて大きな柱となるものは何か。また、最近補正の金額が大きいのが最少限の補正をもって最大の効果を期待する。さらに長の専決処分は災害時は別としてそれ以外は絶対すべきでないと考えが。

○村長答弁要旨  
来年度の基本方針について、行政改革を基本に、まず経常経費の節減に努めたい。さらに健全財政を堅持しながら公債費比率の削減に努め、農村総合整備モデル事業、農村地域定住促進対策事業さらには島崎・駅前地域の下水道整備事業等について取り組んでまいりたい。

次に補正額が大きいと言うことであるが補助事業等で当初把握が困難であるもの、給与改定に関する費用の留保等必然的な問題もありご理解いただきたい。

専決処分については、例えば税条例等国会の成立上まにあわぬもの等もあるのでや



むを得ないものであります。ただ災害時の補正は別として、単なる予算的なものについてはなるべくしないよう努めているのでご理解いただきたい。

いろいろありますが、地すべり地帯等に該当すると思われるものについては申請の最中であり採択してもらおうよう努力する。  
(※同様質問他に一件あり省略します。)

### 四、質問要旨

国道一六号線と島バイパスの法線発表により村内の一部が決定し部分工事の着工がなされておりますが、これに対応して、村では開発計画があるのか。

### ○村長答弁要旨

現時点では予測は困難である。ただ設計協議については大まかな内示の中でいわゆる旧村道、現村道あるいは河川その他排水そういうことについての大まかな申し入れはしているが総合的な考え方、具体的にはどうだということについては今の段階ではお答えできないが、六十一年に総合開発計画の後期五カ年計画を作成するのでこれらを並行して考えていきたい。

### 五、質問要旨

和島村に公立高等学校あるいはそれに準ずるような専門学校を誘致する考えはないか。

### ○村長答弁要旨

現在の高等学校の分布状況からして近隣に西越高校、寺泊高校、与板高校、さらに分水高校があるので、和島村に高校ということは現時点では容易でない。

二、質問要旨  
地すべり指定地と災害復旧について、和島村においても地すべり地帯等の指定地があるが、この指定については申請により認可を得られたのか、国・県でしたものか。関連して今回の長雨によりかなりの災害が生じたが、この災害復旧の見とおしはどうか。

### ○村長答弁要旨

地すべり等の指定については、村の申請により認定されるものであるが地質等いろいろな状況判断を要し、またそれなりの理由がなければならぬ。また、指定を受けるとそれなりの制約もあり自分勝手にできない不自由な面もある。

なお今回の長雨により被害を受けられた方々については大変お気の毒でございます。災害復旧について努力しているが、その中で直接県がやる場所、あるいは村がやらなければならぬような場所等

### ○村長答弁要旨

昭和六十一年度事業については、「質問一」の中で答弁申しあげたとおりであります。

### 三、質問要旨

昭和六十一年度・六十一年度の財政の見とおしはどうか。中長期的にはどうか。これらを見とおした中で農村総合整備モデル事業等六十一年度における重点施策事業及び第六次総合開発計画についてどのように考えておられるか。

標準財政規模については今日の国の現状からしてそう大きな伸びは期待できないが大体九億位であろうと現時点では推計されます。そこで第六年度に前期五カ年計画が終わるので六十一年中に財政を見とおしながら後期五カ年計画の基本計画を作成する考えであります。

# お知らせ広場

両高	城之丘	村田	東保内	梅田	中沢	日野浦	高畑	阿弥陀瀬	若野浦	下富岡	小島谷総区長	駅前	下小島谷	中小島谷	上小島谷	行政区分
小黒松雄	小林巖	久住正栄	船越健策	原田栄作	大矢昭市	久住昌一	大矢幸二	八子才治	久住世作	星茂	久須美逸郎	長谷川八十七	片桐富雄	金井光喜	久住宏	氏名
島崎総区長	小谷	寺町	法善町	道城下	川端	下町下	下町上	中央	新田	荒巻	根小屋	北野	三瀬ヶ谷	上桐	坂谷	行政区名
本間政一	長谷川秀郎	早川八十二	早川徳一郎	北谷二一郎	早川久	小黒成郎	小室弥右エ門	小林実	藤井政市	阿部幸平	未定	菊地弘	加勢幸平	小黒久雄	谷川憲義	氏名

## 新区長紹介

昭和六十一年の区長が決まりました。今後一年間皆さんとの連絡をお願いいたしますのでよろしく願います。

# 1万㎡以上の土地売買は 届け出が必要です!



**国土利用計画法のねらい**  
三一・六七㎡の和島村を含む三七万㎡の日本の国土は、生活と生産の活動基盤として祖先から受けつぎ、後代に伝えてゆかなければならない大切な資源です。

昭和四十七、四十八年頃に問題となったように、土地の買占めや地価の暴騰を二度とおこしてはなりません。国土利用計画法はこのために制定された法律です。

この内容は、一万㎡以上の土地取引をしようとするときは、地主と買主の連名で、取引の予定価格や利用目的等を書いた新潟県知事あての届出書を、契約を結ぶ六週間前までに役場へ届け出ることとなっています。

届け出を受けた知事は、内容を審査し、適正な場合は文書でその旨通知します。

なお、届け出をしないで取引をしたり、偽りの届け出をするなど、六ヵ月以下の懲役または三十万円以下の罰金に処せられることがありますので、ご注意ください。

## 新潟県公立高等学校定時制課程 通信制課程生徒募集

公立高等学校二十カ校の定時制課程では、昭和六十一年度入学生を募集しています。定時制課程は、修業年限四年で高等学校の卒業資格を得ることができます。

また、教科書は無償で給与され、修学奨励金の貸与制度もあります。

今年三月に中学校を卒業見込みの人、中学校を卒業した人やそれと同等以上の学力があると認められる人ならば、年齢に制限なくだれでも出願できます。詳しくは、出身中学校又は県庁高等学校教科へ、お問い合わせ下さい。

## ●●● 求人情報 ●●●

⊕会社名 理研電器株式会社  
⊕所在地 荒巻  
⊕人員 女子20人  
⊕年齢 18歳～35歳  
⊕職種 大型コンピューターの磁気ヘッド、コンパクトディスク製造

※詳しいことは理研電器KK(☎74-2271)又は、長岡公共職業安定所(☎32-1181)におたずねください。

## 村税等の振替納付

村では現在、村税等(村税、国民健康保険料、国民年金保険料など)の納入については、区長にお願いし、各納税者分を取りまとめて頂き一括納入する方法をとっています。この外に村税等の便利な納税方法として、振替納税の制度があります。

この制度を利用すれば、銀行等の金融機関の預金口座から振替払込みによって、村税等を自動的に納付することが出来ます。この方法は、現金で支払う場合と比較して、個人の秘密の保持、区長の多額の現金保管、管理等についての安全性が高く、又、徴税の簡略化に役立つ等納税者と徴税機関ともに便利な方法です。

村内でも既に一部の方がこの制度を利用されておられます。

この制度に移行することによって村税等の徴収については、区長を通じて取りまとめをして頂いております。したがってこの必要はなくなります。

行政改革の答申にもあるように行政の簡素化、安全性、個人の秘密の保持等有利な点が多いので、昭和六十二年をめぐりに推進して行きたいと考えております。

※ この制度を要約すると取引のある金融機関の承諾を受けた納税者について、村長は納税者が指定した金融機関(銀行、信用組合、農協等)に指定の村税等の納期が到来した際に納付書を直接送付し、送付を受けた金融機関は、振替日にその納付書により納税者に代わって納税者が指定した預金口座から自動的に納税額を引き出し、納付を行い領収証を直接納税者に送付する方法です。これを「口座振替制度」といいます。

## 「歳末たすけあい募金」

歳末たすけあい募金につきましては、区長をはじめ、婦人協議会、日赤奉仕団、村民の皆さんのご協力により二五一、〇〇二円の実績をあげることができました。厚くお礼申し上げます。募金は、和島村在宅の方と福祉施設に入所されている方々の歳末慰問に使用され喜ばれております。なお一部は、災害時の義援金として使用させていただきます。

## おかあさん わすれちゃダメよ!

— 保健衛生行事 — (2月)

月	日	曜	種 目	対 象	時 間	場 所
2	13	木	乳 児 検 診	S60年2月、3月、6月、7月、10月、11月生乳児	午後1時30分～3時	福祉センター
	18	火	リハビリ訓練	希 望 者	午後1時～3時30分	〃
	19	水	母 親 学 級	妊娠前期妊婦	午後1時～4時	〃
	21	金	1歳6ヵ月児検診	S59年1月1日～6月30日までに生まれた幼児	午後1時30分～3時	〃
	25	火	貧 血 教 室 (3)	前回教室参加者及び希望者	午前9時～12時	〃
	28	金	糖尿病教室終了者の集い	糖尿病教室終了者	午前9時～3時	〃



ストーブの上で洗濯物を干すのはやめましょう

ストーブの移動は火を消してから

新しい年金制度

老齢年金

老齢年金には、老齢基礎年金(新国民年金)と老齢厚生年金(新厚生年金)があります。ただし、新制度が適用される四月一日に六十歳以上の人と、すでに老齢年金を受けている人については、これまでどおりの制度が適用されます。

老齢基礎年金

①支給要件 老齢基礎年金は、国民年金の保険料を納めた期間(資格期間)と言い、保険料を免除された期間も含む)が二十五年以上ある人に、六十五歳から支給されます。なお、施行時に五十六歳以上の人、資格期間が二十五年以下でもよい経過措置があります。

②年金額

老齢基礎年金の額
600,000円 × (保険料納付済月数 + 保険料免除月数) / (加入可能年数) × 1/3

(注)1)600,000円は昭和59年度価格
2)加入可能年数は生年月日に応じて25~40年

また、老齢基礎年金は申請によって支給開始年齢を繰り上げたり、繰り下げることができま

老齢厚生年金

①支給要件

老齢厚生年金は、厚生年金の

Table showing pension components for 60 and 65 years old, including old-age basic pension and old-age thickened pension.

②年金額

老齢厚生年金の年金額の計算は下表のとおりです。また、六十五歳からの老齢厚生年金には経過的加算措置があります。計算の方法は特別支給の老齢厚生年金の定額部分の額から、老齢基礎

老齢厚生年金の額
(平均月収) × (生年月日に応じて 10/1000 ~ 7.5/1000) × (加入月数)

\*乗率については被保険者の生年月日に応じて 10/1000 ~ 7.5/1000 に減額します。

③加算額

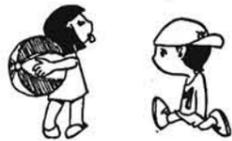
配偶者加給は、妻が六十五歳になり老齢基礎年金が支給されると打ち切られます。なお、配偶者加給には、妻が六十五歳になる前後で老夫婦世帯の受け取る年金額に大きな差が生じないように、妻の生年月日に応じて特別加算がつけられます。

Table showing additional amounts for spouses and children: 配偶者...18万円, 2人までの子...各18万円, 3人目以降の子...6万円



児童手当支払い

二月十日は、児童手当の支払日です。指定金融機関の口座へ次のとおり振り込みます。支給期間 昭和六十年十月分から昭和六十一年一月分まで 支給対象児童一人につき月額五千円



(村民税の課税が均等割以下の方は七千円)です。特例給付該当者は、支給対象児童一人につき月額五千円です。

所得税の確定申告は 正しく、早く、振替で

昭和六十年分の所得税の確定申告の時期がやってきました。期間は二月十六日から三月十五日までです。

期限間近になりますと税務署は大変混雑し、落ちついて相談できなかつたり、長時間お待ちいただくことになりかねませんので、申告はできるだけ早く行うようにしてください。納税相談については案内状の届いた方は、案内日時

贈与税の申告をお忘れなく

贈与税の申告は二月一日から三月十五日までです。詳細は長岡税務署、税務相談室へお尋ねください。

応援します、ゆとりある人生。

事業主の退職金制度

小規模企業共済

〈小規模企業共済制度〉は、いわば国がつくった事業主の退職金制度です。月々掛金を納付していただくことにより、事業をやめたり、役員を退職したときなど第一線を退いたときに法律で定められた共済金が支払われます。

制度の特色

- ▽掛金は全額が所得控除
▽安全・確実
▽貸付制度
▽共済金は退職所得扱い
▽共済金は退職所得として取り扱われます。

・お問い合わせは この制度のくわしいことは、最寄りの中小企業関係団体(商工会連合会・市町村の商工会・商工会議所・中小企業団体中央会など)及び金融機関のほか都道府県の商工担当課、通商産業局の中小企業課又は中小企業事業団へお問い合わせください。

